

# 神奈川県立座間高等学校 生徒心得

社会の形成者として、高い規範意識のもと、法律に反すること・反社会的な行動をしないこと、及び、社会的なルール・マナーを守ることはもとより、常に高校生としての自覚のもとに良識ある行動をとる。

## I 登下校

1. 8時35分までに登校する。
2. 登下校中は常に交通規則・交通道德を厳守する。
3. オートバイ・自動車による登下校は禁止する。
4. 自転車による登下校は、必ず保険に加入した上、届け出を行い、許可を受ける。
5. 最終下校時刻は、原則として、平日19時、休日は18時とする。
6. 登校後の外出は、HR担任等に申し出て許可を得る。
7. 遅刻・早退・欠席は、保護者を通して、HR担任等に連絡する。
8. 遅刻をした生徒は「遅刻届」に必要事項を記入し、職員室で学年職員の印（サイン）を受けた後、教科担当に提出する。

## II 校内生活

1. 学校の備品・施設は丁寧に取扱い、器具は使用后所定の場所に整頓して返却する。
2. 貴重品は、貴重品ボックス、もしくは教室のロッカーに各自施錠をして、保管する。
3. 貴重品の紛失・盗難があった場合、また、拾得した場合は、速やかにHR担任、又は関係職員に届け出る。
4. 原則として、金銭の徴収や貸借はしない。やむを得ない場合は、関係職員の許可を得る。
5. 校内における集会・対外活動・行事等の開催は、関係職員に許可を得る。
6. 教室等を最後に使用した者は、退出時に室内を整理整頓し、戸締り・消灯を行う。なお、エアコンを使用した場合は電源を切る。
7. 火災報知器・防火シャッター・消火器等は、必要時以外は触れない。

## III 校外生活

1. 旅行等は、保護者の承諾の上、「旅行届」に必要事項を記入し、HR担任に届け出て許可を得る。
2. アルバイトは、保護者の承諾の上、「アルバイト届」に必要事項を記入し、HR担任に届け出て許可を得る。
3. 他団体との連絡・活動、行事への参加は、関係職員の承認を得る。
4. 深夜（午後11時から午前4時）の外出はしない。（神奈川県青少年保護育成条例）

#### IV 服装・頭髪等

服装・頭髪等は華美でなく、清潔で品位のあるものとする。

##### 1. 制服

ブレザー、スラックス、スカート、Yシャツ(白)、ブラウス(白)、ネクタイ(指定)とする。

※左胸に、校章(アイロンプリント、もしくはバッジ)をつける。

※制服のタイプは、図に記載のとおりとする。

##### 2. 夏の略装

期間は、6月から9月とする。5月、10月は移行期間とし、気候に応じて認める。

Yシャツ・開襟シャツ・ポロシャツとする。色は白に限る。ネクタイの着用は自由とする。なお、ベスト・セーター・カーディガン等を着用してもよいが、色、形状は3に定める。

※左胸に、校章(アイロンプリント、もしくはバッジ)をつける。

##### 3. ベスト・セーター・カーディガン

形状はネクタイが隠れないものとし、色は華美でない色(黒・紺・グレー・ベージュ・茶、白)で無地のものとする。なお、ブレザーの下に着用する。

##### 4. コート類

形状、色とも華美でないものとする。なお、ブレザーの上に着用する。

##### 5. 上履き・体育館履

学校指定のものとする。

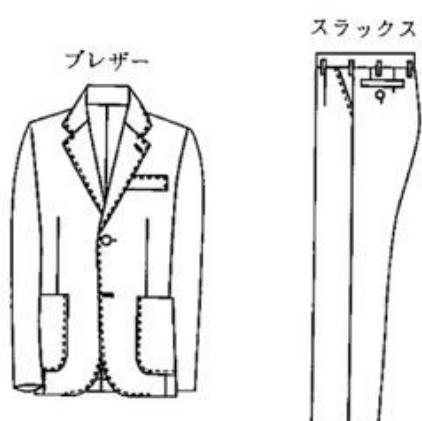
##### 6. 装飾・化粧等

不要な装飾品(ネックレス、ピアス、指輪等)はつけない。

パーマ、染色、脱色など頭髪に手を加えることはしない。

化粧(口紅、マニキュア等)はしない。

### 制服タイプI



### 制服タイプII

